

財宮教互第 29 号  
平成23年4月18日

宮城県教職員互助会退職互助事業  
南三陸支部長 殿

宮城県教職員互助会事務局長  
(公 印 省 略)

震災に係る医療給付金請求書の取扱いについて(通知)

この度の東日本大震災による被害について、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回の震災により、支部事務局が壊滅的状況となったことにより、ほとんどの書類が流出した状況にあります。そのため、3月分の医療給付金の請求として提出のあった貴管内会員の書類についても同じ状況になりましたので、当該給付については再度請求書の提出をお願いし、支給することとしました。つきましては、その旨を別添のとおり70歳以下の会員の方々に通知しましたので、ご承知願います。

なお、この通知が避難所に避難されている会員には届くかどうか懸念されますことから、この内容につきましては、各役員を通じてまた口コミネットワークを活用されまして、できるだけ多くの会員に周知できるようにご配慮をお願いします。

担当：〒980-8423

仙台市青葉区本町3丁目8-1

財団法人宮城県教職員互助会

事業班 木村・高橋

電話：022-211-3679 FAX：022-211-3692

財宮教互第 29 号  
平成23年4月18日

宮城県教職員互助会退職互助  
南三陸支部該当者(145名) 様

宮城県教職員互助会事務局長  
(公 印 省 略)

震災に係る医療給付金請求書の取扱いについて(通知)

この度の東日本大震災による被害について、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回の震災により支部事務局が壊滅的状況となったことにより、ほとんどの書類が流された状況にあります。退職互助の医療給付金請求書につきましても例外ではなくこのような状況におかれたため、下記期間中に提出された会員の方には再度提出していただくを得なくなりました。

また、これから請求書を提出しようとしていた会員で震災に遭い領収書を流出された方につきましても、別添医療給付金請求書で請求できることといたします。

なお、その後の医療費の請求については、領収書の添付が必要となりますので、流出等した分の医療費と合わせて請求する場合は、その領収書を請求書の裏面に貼付して請求されるようお願いします。

お手数をおかけしますが、よろしく申し上げます。

記

**1 平成23年2月16日から3月11日までに支部事務局に医療給付金請求書を提出された方**

- ・別添医療給付金請求書(震災用)を提出してください。

請求書に本人自筆による申立欄を設けましたので該当請求に係る医療機関名・自己負担額を記入の上、返信用封筒にて互助会事務局あて直接送付願います。

2 不明な点がありましたら下記担当まで問い合わせ願います。

担当：〒 980-8423

仙台市青葉区本町3丁目8-1

財団法人宮城県教職員互助会

事業班 木村・高橋

電話：022-211-3679 FAX：022-211-3692